

札幌市建築基準法施行細則（昭和35年規則第33号）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>第1条から第18条まで （省略）</p> <p>（特定建築設備等の定期報告）</p> <p>第19条 法第12条第3項の規定により指定する特定建築設備等（同項に規定する特定建築設備等をいう。）（以下この条において「指定建築設備」という。）は、政令第16条第1項及び前条第1項において指定する建築物に設けられた機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備並びに法第28条第2項ただし書の<u>規定により設けられた換気設備</u>及び同条第3項の規定により設けられた機械換気設備に限る。）、機械排煙設備（法第35条の規定により設けられた機械排煙設備に限る。）及び非常用の照明装置（法第35条の規定により設けられた非常用の照明装置に限る。）とする。</p> <p>2 省令第6条第1項及び省令第6条の2の2第1項の規定による報告の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、報告書は、報告の日前3月以内に調査作成したものでなければならない。</p> <p><u>(1) 政令第16条第3項第1号及び政令第138条第2項第1号に掲げる昇降機 毎年の法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月（当該検査済証の交付を受けていないときは、市長が指定する月）と同じ月の初日から末日まで</u></p>	<p>第1条から第18条まで （現行のとおり）</p> <p>（特定建築設備等の定期報告）</p> <p>第19条 法第12条第3項の規定により指定する特定建築設備等（同項に規定する特定建築設備等をいう。）（以下この条において「指定建築設備」という。）は、政令第16条第1項に<u>規定する建築物</u>及び前条第1項において指定する建築物に設けられた機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備並びに法第28条第2項ただし書及び同条第3項の規定により設けられた機械換気設備に限る。）、機械排煙設備（法第35条の規定により設けられた機械排煙設備に限る。）及び非常用の照明装置（法第35条の規定により設けられた非常用の照明装置に限る。）とする。</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p><u>(1) 政令第16条第3項第1号及び政令第138条第2項第1号に掲げる昇降機 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間</u></p> <p><u>ア 基準月（法第7条第5項又は法第7条の2第5項（法第87条の4及び法第88条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月（当該検査済証の交付を受けていないときその他市長が必要と認めるときは、市長が指定する月）をいう。以下この号において同じ。）が1月から3月まで又は7月から12月までである場合 毎年の当該基準月の2月前の月の初日から当該基準月の末日まで</u></p> <p><u>イ 基準月が4月から6月までである場合 毎年の4月1日から6月30日まで</u></p>	<p>規定整備</p> <p>昇降機の定期報告の時期の変更</p>

(2)～(6) (省略)

第20条から第29条まで (省略)

附 則

1～5 (省略)

(新設)

(2)～(6) (現行のとおり)

第20条から第29条まで (現行のとおり)

附 則

1～5 (現行のとおり)

6 政令第16条第3項第1号及び政令第138条第2項第1号に掲げる昇降機
について令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に法第12条第3
項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による報告が
行われた場合における当該昇降機に係る第19条第2項の適用については、
同項第1号ア中「法第7条第5項又は法第7条の2第5項(法第87条の4
及び法第88条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規
定による検査済証の交付を受けた日の属する月(当該検査済証の交付を受
けていないときその他)とあるのは、「令和4年4月1日から令和5年3
月31日までの間に行われた報告の日の属する月()とする。

<改正附則>

- 1 この規則は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第19条第2項(第1号に係る部分に限る。以下この項において同じ。)の規定により施行日前に行うこととされる建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第3項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による報告は、改正前の第19条第2項の規定にかかわらず、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に行うことができる。